

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	児童手当等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

邑楽町は、児童手当等に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

邑楽町長

公表日

平成31年6月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当等に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法に基づき15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者に児童手当等の支給を実施する。</p> <p>児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 児童手当等支給要件の確認(養育者の所得要件、対象児童の年齢要件、在住要件) (2) 児童手当支給額や支給対象者の変更及び資格消滅(出産や死亡等による対象児童の増減、町外への転出状況の確認) (3) 重複支給や未支給期間の防止のため、転出先や転入元への支給状況確認(マイナポータルのサービス検索・電子申請機能での受領を含む)</p>
③システムの名称	児童手当システム 団体内宛名統合システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者ファイル 児童ファイル 配偶者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の第56項 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<p>【番号法第19条第7号及び別表第二】</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めるとされている項</p> <p>74、75の項</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報」が含まれる項</p> <p>26、30、87の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども支援課 児童福祉係
②所属長の役職名	子ども支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	住民課 窓口係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5015
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども支援課 児童福祉係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5023

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月6日	評価書名	児童手当等支給事務 基礎項目評価書	児童手当等に関する事務 基礎項目評価書	事後	
平成29年1月6日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	邑楽町は、児童手当等支給事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	邑楽町は、児童手当等に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
平成29年1月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・児童手当法に基づき15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者に児童手当等を支給する。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①児童手当等支給要件の確認(養育者の所得要件、対象児童の年齢要件、在住要件) ②児童手当支給額や支給対象者の変更及び資格消滅(出産や死亡等による対象児童の増減、町外への転出状況の確認) ③重複支給や未支給期間の防止のため、転出先や転入元への支給状況確認	児童手当法に基づき15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者に児童手当等の支給を実施する。 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 児童手当等支給要件の確認(養育者の所得要件、対象児童の年齢要件、在住要件) (2) 児童手当支給額や支給対象者の変更及び資格消滅(出産や死亡等による対象児童の増減、町外への転出状況の確認) (3) 重複支給や未支給期間の防止のため、転出先や転入元への支給状況確認	事後	
平成29年1月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、団体内宛名統合システム	児童手当システム 団体内宛名統合システム 中間サーバー	事後	
平成29年1月6日	3. 個人番号の利用法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 56項	・番号法第9条第1項及び別表第一の第56項 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
平成29年1月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号、別表第二 26、30、74、75、87の項	【番号法第19条第7号及び別表第二】 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができることされている項 74、75の項 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報」が含まれる項 26、30、87の項	事後	
平成30年2月9日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法に基づき15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者に児童手当等の支給を実施する。 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 児童手当等支給要件の確認(養育者の所得要件、対象児童の年齢要件、在住要件) (2) 児童手当支給額や支給対象者の変更及び資格消滅(出産や死亡等による対象児童の増減、町外への転出状況の確認) (3) 重複支給や未支給期間の防止のため、転出先や転入元への支給状況確認	児童手当法に基づき15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者に児童手当等の支給を実施する。 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 児童手当等支給要件の確認(養育者の所得要件、対象児童の年齢要件、在住要件) (2) 児童手当支給額や支給対象者の変更及び資格消滅(出産や死亡等による対象児童の増減、町外への転出状況の確認) (3) 重複支給や未支給期間の防止のため、転出先や転入元への支給状況確認 (マイナポータルのサービス検索・電子申請機能での受領を含む)	事後	
平成30年2月9日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム 団体内宛名統合システム 中間サーバー	児童手当システム 団体内宛名統合システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能	事後	
平成31年6月1日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月28日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年6月1日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月28日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	